

龜谷
行編

脩身兒訓

二

084,3

1

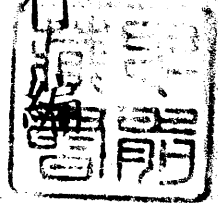
2



修身兒訓卷之二

龜谷

行藏書



第一章

倫常

○人の實學を。五倫上より做し起
まことを要す。傳家寶

○凡そ天地父母主君聖人此恩に。
相並びて重んず。此四恩を忘るを背く



他人にあらば。大和俗訓

○君に仕へては。忠を盡し私我を忘

せ。我が身を顧ること勿し。初學訓

○父母に對しは。色を和げ氣を

下し。温和を主として事ふべし。家道訓

○父母長上教誡するまじきは。

首我垂れし之を聽くべし。妄りし

自ら議論を爲さず。朱子

第二章 交際

○人ふ交ふまは厚きを旨とせ。厚

たとい人我責めたりて。我を責む

るあり。大和俗訓

○己を責むれを身修まふ。人我責

めざるは恨みらるることなし。同上

○人我犯うきとるるを易く。人乃我を犯せども。報いざるあせえ難し。同上

○人此心を知りて後交る難し。知らざりて友と交れば後悔あり。大和俗訓
○西諺小曰く。交る友を見て其人品を識れ。

○高尚なる品行の人と共に居てを。其身を高處に引あせらるるを覺ゆ。品行論

○善人我見て之を效む。不善人を見て之を改む。善と不善と。皆吾師あり。傳家寶

○西諺小曰く。惡人より愛せらるる

教を惡おるるよ至危し。

○誇るよとを休よ。我能く人小勝ふ。我小勝る者もまゝ多し。傳家寶

○他人の長短を論ぜんと欲せむ。

先づ自己此長短如何を顧よ。願體集

○人を害する此心を有るべからず。人を防くの心ハ無教益からず。

同上

○陸宣公曰く。寧ろ人の我小負くとも。我も人小負ふこと勿れ。

○貧極りて儉約せざる人。親を交ふ。盈の餘也。願體集

○富まれば貧き者を忘る。貴くくも賤き者を侮らず。初學訓

○富む時親まず。貧き時疎ざざる
 ち。真乃大丈夫あり。富む時進む。貧
 む時退くハ。真此小人なり。願體集
 ○程子曰く。富貴にして人ハ驕る。
 固く且善かたげ。學問して人ハ驕
 る。害も亦細ならず。

○不肖を以て人を待つ。愚者や雖

を甘ぜざ。非禮哉以て人を處す。賤
 者と雖も亦怨む。習是編

○西諺ハ曰く。無益の爭論を勝り
 益るく。負るハ益あり。

○スコルース曰く。自其身を恭敬
 さばる者ハ。他人より恭敬を受く
 ること能わざ。

○人と約せむ。信を失ふと勿れ。
 一度信を失ふと。人非ざと思
 ふべし。大和俗訓

○若し其事。義不協せず。或ハ力及
 むべんハ。始よ其約を結ぶ處り
 ず。同上

○省心録ハ曰く。和けハ仇なく。恐

欠

六

頁

○人を誹ふハ不仁あり。且吾も於て益なき。人を之を聞らむ甚ど害あり。同上

○人我譏まハ。人又吾を譏る。人を誹ふハ。即ち自ら誹るな象。同上

○君子ハ。人乃善を揚げて人の惡を隠く。人此長ざる所を取り。短

き所哉言を以。同上

○口を開きく人を誚多む。第一の
輕薄あり。唯徳を失ふのみならず。
亦我が身を失ふ。傳家寶

○只己の是を説く者も。其心粗小
く。其氣浮屠教あり。同上

○郷里人物の長短を論じ。鄙俚無

益の談を為さること勿れ。五種遺規

○佐藤一齋曰く。凡と人を語らば。

彼より其所長を説くしむべし。

我より於て益あり。

○前人此長短を説く處と勿れ。自

家の背後より眼あり。小兒語

○孔子曰く。人乃惡を稱する者哉

悪し。下流に居て上を誣る者を悪
す。

○子貢曰く。是の邑に居て冬。其大
夫は非らむ。

○荀子曰く。人を傷るの言は矛戟
より甚し。況や紙筆の形ををや。

○人の過は諫むるを誠あまり有

りて。辭足らざるを善といふ。大和俗訓

○世に虚言多し。虚言は信とく人
の語せば。吾も亦虚言の責を免れ
む。同上

○喜ぶ時死言を多く信を失ひ。怒
る時の言を多く體は失ふ。傳家寶

第四章 學問 立志

○禮記子曰く。玉琢らざれば器を成さば。人學ばれば道を知らば。
○孔子曰く。朝に道哉聞けむ。夕に死すとも可なり。

○光武曰く。志ある者や事竟ら成る。
○傳家寶子曰く。男子志あるを。鈍

鐵の鋼なきが如し。

○佐藤一齋曰く。志を立めるの功を。耻を知るを以て要とす。

○荀子曰く。其人とありや。暇の日多けしむ。人よまざるをと遠うとす。

○顔之推曰く。光陰を惜む事。諸

を逝水に譬ふ。

○西諺に曰く。今日此後も今日か
し。又曰く。今日乃一時也。明日の二
時よりも貴し。

○程伊川曰く。學ぶ者も必以師を
求む。師哉求ざることを。慎まばるべ
あらむ。

○道を教ふるは師也。其恩尤重し。
君父と同トく貴ぶる也。初學訓

○技藝の師也。亦我に恩あり。敬重
さざるべからず。同上

○良田萬頃も。一藝の身不在るも
ハ如く也。願體集

第五章

儉約 安分

○管子曰く。人情

多て侈はバ貧し。

力めて儉みれを

富む。

○倍根曰く。節儉

の要道也。小利の

意を注んよりハ。

讀書百
遍義自
見

寧ろ小費を省くふ如うべ。

○スマイルス曰く。節儉也。家事を治

むは此精神あり。

○戎孫曰く。儉約也。安靜の基礎を

名のこふとび。又仁惠此根源あり。

○分り過ぎて。福を求めまば。却て

禍茂招き也。傳家寶

○分不_レ安_レト。禍_レ速_ニさ_レら_レま_レバ。自ら福を得べし。同上

○足_ラることを知る者_モ。身_ハ貧_シ者_ニ於_テど_モ心_ハ富_ム。得_ズあ_レやを貪_ル者_ニも。身_ハ富_ムめ_ドも心_ハ貧_シ。同上

○禮記_ニ曰_ク。志_ト満_タる_ヲと_ラず。樂_トと_モ極_ムべ_シの_ト也。

第六章

生業

○朝早く起くるは。家の榮_ユる_ニ兆_スあり。晚_ク起_ルる_ニ兆_スあり。家_ハ此_レ衰_スる_ニ基_キあり。大和俗訓

○リットン曰_ク。金_ハ錢_ハ人_ノ品行_ニ關_スる_ニ事_ナ。決_シて輕_率に_シま_スる_ニ事_ナ。勿_レ也

○富爾拉曰く。正經の職業を有つ人ハ。卑賤を愧つること勿き。有るざる人ハ。愧ぢべけれ。

○西語ハ曰く。金を借りて往く者ハ。憂を取りて往く者なり。

○西語ハ曰く。利子を取んば。利子を出すこと勿き。

○古語ハ曰く。勤めハ貧きを勝ち。慎まハ禍を勝つ。

○西語ハ曰く。狡猾にて財を得るは。名望を失ふ。

○又曰く。愚者を妾りて財を貯へ。智者ハ適宜に財を運用する。

○古語ハ曰く。庶士ハ財を愛さざり。

留り非び。之を取ること道は由る。
 ○一日の飯錢喫せむ。一日乃飯錢
 を得るまやを計る必ず。必ず虚し
く費まこと勿し。願體集
 ○佐藤一齋曰く。信を人は取ま。
 財の足らざること多し。

第七章 改過

○孔子曰く。過てハ改むるは憚る
まと勿れ。
 ○又曰く。過て改めはる。是を過と
 謂ふ。
 ○左傳は曰く。人誰も過るらん。
 過て能く改れハ善まきより大か
るを無し。

○西諺曰く。歡樂も少き時より己の過を知る者あり。

○韓退之曰く。人其過を知らざるを患ふ。既之を知ると改むること能はば是勇るべき也。

○西諺曰く。少壮時の過失を老て後悔とみる。

○陸桴亭曰く。過を改むる乃人々天氣の新し晴るが如し。我自ら快し。人之を見るも亦喜ぶべし。

第八章 躬行

○凡そ一念惡を思ひ。一事惡を行へど。天道は背を恐るる也。初學訓

○善を爲すことと易く。善を行ひ。

其名を求めざるは難し。是誠は善
なり。大和俗訓

○信々心は誠あるなり。心はこぞ
向れを。言行の上りありたる。五常訓

○人乃心信實なるは。萬事の基
なり。人必交るは道あり。同上

○若し信なければ。萬事都て偽り



あり。人必交りて
何如也。善なるべ
き。同上

○薛文清曰く。人
を感じ志むる能
を以るは。皆誠乃
未と至らざる也。

○善を小みして益なりと謂ふ處
 かれど。不善ハ小みして傷をなす
 と謂ふ處なり也。賈誼新書

○西諺ハ曰く。一身此品行を。其危
 難を防ぐこと。一隊の兵馬よるを
 勝たり。

○スマイルス曰く。人の此世に在

る。真正の權勢と稱すべき者も。品
 行あり。

○薛文清曰く。日用の間。纖毫の事
 も皆當さし謹慎をべし。

○鹵莽にして煩戾厭ふ者も。決
 て成るる理あり。呂氏童蒙訓

○費元祿曰く。能く煩を耐へば。天

下何事う為きべからざらん。

○西語に曰く。出るとたへ為べき
よとを思ひ。歸るべきを為たるこ
や哉思へ。

○人驕まば志昏し。志昏まば計
短し。傳家寶

○名を成るとい。毎に窮苦の日に在

り。事と敗るハ。多く得意此時ふ因
ふ。同上

○錢あらば。常に錢あるきの日を想
へ。安樂なると。常に病患此時を思
へ。同上

○西諺に曰く。悦樂を。勉強ふ因て
得る所乃賞典なり。

○セシル曰く。多くの事を為さず捷徑ハ他を。即時ハ一事を為さなす。

○西語曰く。真正の事業を工夫致用するは勇ふるは非ぞんむ。得るのらず。

○古語曰く。莫大此禍也。須臾の

恐びぢるは起ふ。

○孔子曰く。人遠き慮りなげまば。

必ぎ近き憂あり。

○一言此過も。莫大の禍となり。一事の失を終身の憂とする。慎まざるべからず。大和俗訓

○西諺曰く。一年善ならばを。

七年の憂を招く。

○魏環溪曰く。世間第一敬まべた
の人。忠臣孝子なり。世間第一憐
むべきの人。寡婦孤児なり。

○人乃聞ことなきふとを欲せむ。
言ふこと勿れ。人の知ることなれ
ことを欲せハ。為すこと勿せ。願體集

○陸桴亭曰く。天下何事々怒り小
因る錯らざらん。怒れを忙し。忙し
け終を錯る

○程漢舒曰く。人乃錯まる處を見
るハ。時々我身を返り観るべし。

○君子も人我勸めて。訟を息め志
め。小人も人を激し。訟を起さし

む。願體集

○身を終るまで路を譲さども。百歩を枉げば。身を終るまぐ畔戎譲れども。一段を失くば。同上

修身兒訓卷之二終

稟准

東京炎風社

明治十四年之冬以後製本以此紙為証

東京新聞
光風社
發行

明治十三年十一月廿五日版權免許

同 年十二月廿一日出版

龜谷省軒閣

修身兒訓字引

右類本アリ龜谷校

閱リ以テ真本トス

東京府士族

光風社長

編輯并出版人

龜谷

行

東京御徒町「同六」

柳原喜兵衛

大坂北久太路町

吉川半七

東京南傳馬町

石川治兵衛

町馬喰町丁四

費兒

第百十三号

龜谷
行編

脩身兒訓

三

0843
1
43